Chinese Business

○人 A 中国ビジネス Q&A 中国の行政改革と外資への影響

Q 最近、中国で「政府の職能転換」という言葉をよく耳にしますが、具体的にはどういうことですか? また、 外資にどういう影響があるのでしょうか?

「政府の職能転換」(「職能」は役割の意味)とは、中国政府が進める行政改革の目標のことです。それは以前から言われていましたが、2013年3月の全人代で「国務院機構改革及び政府職能転換計画」が採択されたのをきっかけに、具体的な進展を見せています。また、「政府の職能転換」は、外国企業による投資・企業設立手続き、また投資分野の開放にも大きな影響を与えつつあります。

行政審査・許可事項の取消と権限委譲

行政改革自体は、以前から経済体制改革の重点課題の1つにあげられていましたが、12年11月の第18回党大会で「経済体制改革の全面的深化」が今後のめざす方向とされたことで推進力が高まったようです。

前記の「計画」によれば、政府の職能転換は、資源の配分を市場の調節機能に委ねるという社会主義市場経済体制を加速・整備することが目的で、「行政の簡素化と権限委譲の継続、機構改革の推進、制度メカニズムの整備、行政効率の向上」を図ることが目標とされています。そして重点として、企業や

③資質・資格の許可・認定の削減、④中央の地方に対する特定項目での財政交付と財政費用の削減、⑤部門(機関)の職責重複・分散の減少、⑥工商登記制度改革などがあげられています。 このうち①~③については、13 年は国務院が 3 回にわたっ

個人の①投資に対する審査・許可事項の削減と権限委譲、②

生産・経営活動に対する審査・許可事項の削減と権限委譲、

このうち①~③については、13年は国務院が3回にわたって合計233項目の審査・許可事項の取消または権限の下部委譲を行いました。これより前は02~12年の11年間で6回でしたので、明らかに改革のスピードが上がっています。その中には、外国企業の投資にかかる審査・許可、設立された外商投資企業の生産・経営活動にかかる審査・許可事項も少なくありません(表1)。

「政府認可投資プロジェクト目録」の改訂

また、①に関連して、13年12月には「政府認可投資プロジェクト目録」が04年以来10年ぶりに全面改定されました。 この目録には、農業・水利、エネルギー、交通運輸、情報産業、

素材、機械製造、軽工業、都市建設、社会事業、金融及び外商投資、域外投資の13分野(外商投資と域外投資を除く11分野のプロジェクト数は49項目)の重大または制限プロジェクトが記載されており、該当プロジェクトは政府(国務院、省級政府またはそれ以下の地方政府)が認可(中国語は「核准」)を行うが、その他のプロジェクトは政府に届出(中国語は「備案」)を行うとされています。

外商投資プロジェクトについては、表2のように規定されています。以前の「目録」では、「外商投資産業指導目録」の総投資額(増資を含む)3億ドル未満の奨励類・許可類プロジェクトは、「政府認可投資プロジェクト目録」で国務院関係部門の認可を要するものを除き、省級発展改革委員会が認可を行う、②同じく総投資額(増資を含む)5,000万ドル未満の制限類プロジェクトは、省級発展改革委員会が認可を行う、③同じく総投資額3億ドル未満の奨励類・許可類プロジェクト及び総投資額5,000万ドル未満(増資は1件当たりの金額による)の外商投資企業の設立・変更は省級商務部門が審査・認可を行う、というものでした。

これらを比べると大きな違いはないように見 えますが、以前の規定ではすべての外商投資

表1 外資関連の主な行政審査・許可事項の調整

項目	調整内容
国際船舶代理業務の審査・許可	交通運輸部の審査・許可を取消①
中外合作学校の校長 / 主要責任者の認可	教育部の認可を取消①
中外合弁・合作公演マネジメント機構の 名称、住所、法定代表者 / 主要責任者、 経営項目の変更審査・許可	文化部の審査・許可を取消①
外国企業常駐代表機構の登記	国家工商行政管理総局から省級工商行政 管理部門に権限委譲①
外国(地区)企業の中国国内での生産経 営活動認可	国家工商行政管理総局から省級工商行政 管理部門に権限委譲①
香港・マカオ・台湾地区投資者に独資医 院設立の審査・許可	国家衛生・計画生育委員会から省級衛生・ 計画生育部門に権限委譲②
国外会計事務所による内地での臨時監査 業務の審査・許可	財政部から省級財政部門に権限委譲③
外商投資道路運輸業のプロジェクト立案 の審査・許可	交通運輸部から省級交通運輸部門に権限 委譲③
在中国外国商会の審査・許可	商務部の審査・許可を取消③
香港・マカオ投資者による合弁・合作・ 独資の公演マネジメント機構及び公演場 所の設立審査・許可	文化部から省級文化部門に権限委譲③
加工貿易の届出・変更、外注加工、深加工結転(加工貿易企業の間接輸出取引)、 余剰材の繰越、消込、廃棄の認可	税関総署の認可を取消③
輸入貨物の直接積戻しの認可	税関総署の認可を取消③
関税の減免及び輸入増値税の代理徴収、 輸入貨物の滞納金の減免、関税及び輸入 増値税の納付期限延長の審査・許可	税関総署から直属税関(各省・自治区・ 直轄市の最上級税関)に権限委譲③
税務登記の認可	国家税務総局の認可を取消③

(注) ①は2013年5月15日、②は7月13日、③は11月8日から実施。

池上事務所 取締役 池上降介

表 2 外商投資プロジェクトの認可規定

- 「外商投資産業指導目録」で中国側マジョリティ(または相対的マジョリティ)の要求のある総投資額(増資を含む)3億ドル以上の奨励類プロジェクトと、同じく5,000万ドル以上の制限類プロジェクト(不動産を含まない)は、国務院投資主管部門(国家発展改革委員会)が認可を行う。
- | | 「外商投資産業指導目録」制限類の不動産プロジェクトと総投資額(増資を含む) | 5,000 万ドル未満のその他の制限類プロジェクトは、省級政府が認可を行う。
- 「外商投資産業指導目録」で中国側マジョリティ(または相対的マジョリティ)の要求のある総投資額(増資を含む)3億ドル未満の奨励類プロジェクトは、地方政府が認可を行う(地方各級政府の認可権限は、省級政府が定めてしてよい)。
- 上記以外の本目録第 $1 \sim 11$ 分野(外商投資と域外投資以外)のプロジェクトは、それぞれの規定により認可を行う。
- ・ 外商投資企業の設立・変更事項については、現行の関連規定に従って商務部及び地方政府が認可を行う。

表 3 改正「公司法」の主な規定

- ▶ 出資払い込み期限(有限責任公司・株式有限公司とも2年以内で投資公司は5年以内、一人有限責任公司は登記前に一括払い込み)の規定が撤廃。
- ・ 最低登録資本(有限責任公司 3 万元、一人有限責任公司 10 万元、株式有限公司 500 万元)の規定が撤廃。
- →割払い込みの場合の初回出資比率(有限責任公司・株式有限公司とも 20% 以上)の規定が撤廃。ただし、法律・法規・国務院決定に定めがある場合はそれに従うとされている。
- ✔ 有限責任公司の現金出資額について、登録資本の30%以上とする規定が撤廃。
- ▼ 有限責任公司の営業許可証の記載事項から「実収資本」(払い込み済み資本金)が削除。
- ✔ 登記時の申請書類から「験資証明」が削除。

プロジェクトが政府認可の対象とされていたのに対して、新しい規定では認可プロジェクトが限定されており、この目録に記載されていないプロジェクトについては、認可制でなく届出制が適用されると見られます。

外商投資の手続きは、プロジェクト内容の認可(主に発展 改革部門による)と企業設立・変更認可(商務部門による) に分かれていますが、認可制から届出制に変わるのはプロジェクト内容の方で、企業設立については現行の外資三法(「中 外合弁企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」)に よって引続き認可制が採られるものと見られます。ただし、外 資三法は改正が予定されており、将来的には後述の中国(上海) 自由貿易試験区で試行されている届出制に変わるものと思われます。

中国 (上海) 自由貿易試験区での届出制の施行

13年10月から中国(上海)自由貿易試験区が正式に稼働しましたが、そこではほかの地区に先行して外商投資手続きでのプロジェクト内容と企業設立・変更の届出制が施行されています。

これは、"ネガティブ・リスト管理モデル"という外商投資管理方式と表裏一体で実施されているもので、別に制定された外商投資のネガティブ・リスト以外の各種外商投資プロジェクトと外商投資企業に適用されています。外商投資プロジェクトについては、そのほかに前述の「政府認可投資プロジェクト目

録」に記載されるものが届出制の例外とされ、 従来と同じく認可制が適用されています。

プロジェクトの届出と企業設立・変更の届出は、本来、別々の手続きですが、試験区では同時に行うことが認められています。外商投資手続きには、ほかに企業名称事前認可、営業許可証取得(企業設立・変更)後の関係部門での登記がありますが、試験区ではこれらを一括して行うことができ、関係部門での登記(一部を除く)まで4日で完了し、以前の29日から大幅に短縮したということです。

また、後述する工商登記制度改革の各種 措置も同時に試行されており、これら一連の 措置によって試験区での投資・企業設立は期 間・コストの面で大いに利便性が高まったと 言えます。

工商登記改革と「公司法」改正

工商登記制度改革も、行政改革の一つです。その内容は、登記条件の緩和と手続き の簡素化を趣旨として広範囲にわたりますが、

13年は登録資本登記制度改革が中心となっています。

その内容は、次のとおりです。

- ①登録資本の登記条件緩和——最低登録資本を撤廃、公司設立時の初回出資比率及び出資期限の制限を撤廃、実収資本(払込済み資本金)を登記事項から除外。
 - ②企業年検制度を年度報告制度に変更。
 - ③住所の登記条件を緩和――地方政府が具体的に規定。
- ④企業信用制度建設を推進——企業の登記・年度報告・資格等の情報を公示、電子営業許可証と登記過程での電子管理を実施、違法企業の"ブラックリスト"を公開。
- ⑤登録資本の払込登記制を引受登記制に変更——出資者の出資引受額、出資方法、出資期限等を自由化。

これを受けて、13年12月末に「公司法」が改正され、14年3月1日から施行されています。その主な内容は表3のとおりですが、上記の①と⑤に当たります。その他、②~④の改革については、「公司登記管理条例」など「公司法」の関係法令に反映されるものと見られます。

「公司法」の新しい規定は、外資三法と抵触しないため、 外商投資企業にも適用されます。出資払込期限、現金出資比率の制限がなくなり、「験資」(会計事務所による出資検査)が不要となることで、投資・企業設立のコストが下がることが期待されます。ただし、登録資本の金額を自由に設定できるかどうかは、外商投資企業には登記前の認可制が適用されていることから、依然として認可機関の判断によると見られます。